

景観計画区域内における行為の届出書（4部提出）

令和3年9月

（必要書類）

- 1 様式第1号（第1、2面）
- 2 様式第1号添付用（参考様式：第3面）
- 3 案内図
- 4 配置図（敷地内に植栽計画を記載）
- 5 立面図（二面以上で色彩を施し、マンセル値を記載）
- 6 敷地周辺の全景写真（写真上に計画建築物の概略を記載）
- 7 その他参考書類

原村役場 建設水道課 環境係

長野県のホームページから
ダウンロードできます
【景観届】で検索
⇒景観法及び長野県景観条例に基づ
く行為の事前届出について
⇒届出様式（サイトの下側）
⇒景観計画区域内における行為の届
出書（様式第1号）
⇒原村は「八ヶ岳山麓重点地域」のエ
リアがあります

※景観重点地域内では20㎡を超える建築について提出してください。

外観変更（塗装等）は25㎡を超える場合について、提出してください。

※増築や同一地内に別棟を新築する場合、配置図に既存建物の位置を記載して
ください。除却建物がある場合は、その位置も記載してください。

※浄化槽設置の場合は、浄化槽とトレンチの配置を記載してください。

※行為の場所が保健休養地内にある場合は、道路・隣地からの後退ライン（5m
ライン）を記載してください。

◎ 景観の届出書は長野県景観条例及び景観法に基づき提出していただくものです。

長野県ホームページ「景観法及び長野県景観条例に基づく行為の事前届出について」内の「景
観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き」もあわせてご確認ください。

◎着工の40日前までに原村役場へご提出をお願いします。

詳しくは諏訪建設事務所建築課（0266-57-2923）へお問い合わせください。

あなたの計画は、長野県景観育成基準に沿っていますか？

長野県では景観法に基づき良好な景観を育成する基準（長野県景観育成基準）を策定しています。以下に、主な項目を表にしましたので、参考としてください。

なお、紙面の関係で表現は簡略化し一部省略してありますので、必ず、長野県のホームページ等でご確認ください。

所管の建設事務所 建築課でも、ご相談に応じております。

長野県のホームページ http://www.pref.nagano.jp/jyuutaku/keikan_mainpage.html

地域区分		都市	沿道	田園	山地・高原	
区分・項目						
建築物・工作物	配置	道路後退	極力道路から後退し、連続した沿道の空間確保	できるだけ後退し（5m以上後退に努める）	できるだけ後退し（10m以上後退に努める）	
		隣地後退	隣接地と相互に協力してまとまった空間を生出す	できるだけ離し、ゆとりある空間を確保		
	規模	まち並みとしての連続性に配慮、高層の場合は圧迫感を感じさせない努力	高層の場合は、空地をとり圧迫感を生じさせない努力	個々の建築物等の規模、高さは極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努める	
	形態・意匠	周囲の建築物等の形態との調和に努める	背景のスカイライン及び周囲の建築物等の形態との調和に努める	背景のスカイライン及び田園の広がりにより調和する形態、原則としてこう配屋根で軒の出を有するもの	周辺の山並みと調和する形態、原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するもの	
	色彩等	けばけばしい色彩とせず色のバランスに配慮	できるだけ落ち着いた色彩を基調			
			色数を少なくするよう努める			
	敷地内の緑化	敷地境界には、樹木を活用し、周辺景観に調和使用する樹種は、周辺景観に調和				

※ 重点地域と特定地区については、別に基準が定めてありますので、県のホームページ等でご確認ください。

※ 軽井沢町の区域については、軽井沢景観育成基準ガイドラインもご確認ください。

お願い

添付図面で、色彩が施された立面図には、入りのイメージを正確に把握するため、マンセル記号による表示をお願いします。

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

(記入日) ○○年○○月○○日

長野県知事 殿

住 所 (現住所)

電話番号 (TEL)

氏 名 (お名前)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 場所	市 町				
	○○○○○番地○○○				
	諏訪 郡	原 村			
	景観育成重点地域内(八ヶ岳山麓)・景観育成特定地区()・その他				
行為の 種類 いずれかに認	建 築 物 (※1)	用 途	(専用住宅・別荘・倉庫・外観変更・・・)		
		区 分	新築・増築・改築・移転(該当に○) 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	建 築 面 積	○○○	m ²
			延 べ 床 面 積	○○○	m ²
			高 さ	○○○	m
			外 観 変 更 面 積	(○○○)	m ²
			特定外観意匠面積		m ²
	工 作 物 (※2)	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	築 造 面 積		m ²
			高 さ		m
			長 さ		m
			特定外観意匠面積		m ²

(※1) (※2) 太陽光発電施設設置の際の記入については4頁参照

土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
	目的			
	規模	面積		m ²
		法の ^り 法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ	m
		長さ	m	
屋外における物件の ^{たい} 堆積	種類			
	規模	面積		m ²
		高さ		m
行為の期間	着手予定日	〇〇年〇月〇日	完了予定日	〇〇年〇月〇日
設計又は施工方法	(↑提出日から 40 日以降に設定)			
	<p>例：木造軸組み 2 階建て 在来工法による 外壁塗装工事 など</p>			
	景観育成のために特に配慮した事項	<p>例：周囲の景観と調和する色調にした : 建物の高さを低く抑え景観を損なわぬようにした : 当地は八ヶ岳山麓に広がる自然豊かな区域のため、周囲の環境の配慮し、 現況の自然環境を極力生かす配置・ 設計・伐採計画とした など</p>		

- (備考) 1 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 2 次の書面を添付してください。
 ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

(参考様式) 様式第 1 号添付用

設計者等	住所		(郵便番号) (住所) 諏訪建設事務所等からの問い合わせに使用 (電話番号)
	氏名		(設計事務所名 など) (担当者)
※市町村記入欄	育成に関する計画等	地域における景観	名称
			概要
		行為に対する意見	

(注意) ※印欄は申請者が記入する必要はありません。

長野県内で「太陽光発電施設」の建設を予定している皆さま

長野県では「長野県景観規則」を改正し、平成28年9月29日付けで公布しました。これにより、長野県景観計画の区域において一定面積を超える「太陽光発電施設」を建設（※1）しようとするときは、景観法に基づき、県への事前届出が必要になります。県への事前届出が必要な区域については、裏面(図)を御覧ください。

1 事前届出が必要となる太陽光発電施設の規模

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの築造面積の合計（※2）	1,000㎡を超えるもの	20㎡を超えるもの

2 届出時期

着手予定日の30日前までに、建設地の市役所又は町村役場に提出してください。

3 改正の施行日

平成28年12月1日（平成29年1月1日以後に着手するものが届出の対象です。）

4 その他

(1) 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、従来どおり、建築物の外観変更として次により事前届出が必要です。

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの設置面積	400㎡を超えるもの	25㎡を超えるもの

(2) 届出に基づき、県において周辺の景観との調和への配慮について、長野県景観計画で定める「景観育成基準」により審査します。

《景観育成基準の例》一般地域（田園）の基準から抜粋

◆配	置：隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
◆規	模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
◆形態・意匠	：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。
◆材	料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
◆色	彩等：けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。
◆敷地の緑化	：周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

○ 「景観育成基準」の詳細は、下記URLをご参照ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>

(3) 詳しい内容は、県担当課、地方事務所又は市役所、町村役場にお尋ねください。

※1 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※2 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設にかかる「太陽電池モジュール」の水平投影面積の合計面積

県への事前届出が必要となる長野景観計画の区域 (H28.9.29 現在)

- 県への事前届出が必要となる区域は、図中の着色及びメッシュの市町村の区域です。
- それ以外の市町村についても、事前届出が必要な場合がありますので、それぞれの市町村の景観担当窓口にお尋ねください。

